

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年8月16日

【事業年度】 第17期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社朝日ネット

【英訳名】 ASAHI Net, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 公哉

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目6番7号

【電話番号】 03-3569-3511（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長兼コーポレート本部長 梅村 守

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座六丁目6番7号

【電話番号】 03-3569-3511（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長兼コーポレート本部長 梅村 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第17期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

3 事業の内容

第2 事業の状況

1 業績等の概要

4 事業等のリスク

7 財政状態及び経営成績の分析

第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

3【事業の内容】

(訂正前)

当社はインターネット接続サービスやインターネット関連サービスの提供を主たる業務として「ASAHI ネット」(ISP事業)を主催、運営しております。平成17年3月期、平成18年3月期には、連結子会社である株式会社ビットムが物販事業を行っていましたが、効率的な事業運営を図るため、当社が平成18年2月1日付で吸収合併いたしました。この結果、当連結会計年度末におきましては、連結子会社は存在していません。

(訂正後)

当社はインターネット接続サービスやインターネット関連サービスの提供を主たる業務として「ASAHI ネット」(ISP事業)を主催、運営しております。平成17年3月期、平成18年3月期には、連結子会社である株式会社ビットムが物販事業を行っていましたが、効率的な事業運営を図るため、当社が平成18年2月1日付で吸収合併いたしました。この結果、当事業年度末におきましては、連結子会社は存在していません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第5段落

(訂正前)

インターネット接続サービスにおきましては、新たな接続サービスとして低価格ADSL接続サービス「超割ADSLコース」、KDDI株式会社と提携したFTTH接続サービス「ASAHIネットひかりone」を順次リリースし、商品ラインナップの拡充をいたしました。特に「超割ADSLコース」は、月額利用料金を1,871円(税込み)と回線速度が12Mbpsと高速にも関わらず業界最安値に設定し、ナローバンドからの乗り換え需要に対応する商品として提供いたしました。これにより、ブロードバンドにおける高価格帯のFTTHと低価格帯のADSLとの利用料金の2極化が顕在化しましたが、当社は、そのいずれにおいてもプライスリーダーの役割を担っております。

(訂正後)

インターネット接続サービスにおきましては、新たな接続サービスとして低価格ADSL接続サービス「超割ADSLコース」、KDDI株式会社と提携したFTTH接続サービス「ASAHIネットひかりone」を順次リリースし、商品ラインナップの拡充をいたしました。特に「超割ADSLコース」は、月額利用料金を1,871円(税込み)と回線速度が12Mbpsと高速にも関わらず低価格に設定し、ナローバンドからの乗り換え需要に対応する商品として提供いたしました。これにより、ブロードバンドにおける高価格帯のFTTHと低価格帯のADSLとの利用料金の2極化が顕在化しましたが、当社は、そのいずれにおいてもプライスリーダーの役割を担っております。

4【事業等のリスク】

(8) 提携電気通信事業者との契約について

(訂正前)

当社は、提携電気通信事業者であるイー・アクセス株式会社、株式会社アッカ・ネットワークス、KDDI株式会社、東京電力株式会社および株式会社TOKAIとADSL接続またはFTTH接続サービスにおけるアクセス回線の提供に関する契約を締結し、当該アクセス回線の提供を受けております。

今後、契約終了や契約内容変更などの事態が発生した場合、当社の営業戦略や価格政策の見直しが必要になる可能性があり、その内容によっては当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

当社は、提携電気通信事業者であるイー・アクセス株式会社、株式会社アッカ・ネットワークス、KDDI株式会社、東京電力株式会社および株式会社TOKAIとADSL接続またはFTTH接続サービスにおけるアクセス回線の提供に関する契約を締結し、当該アクセス回線の提供を受けております。

今後、契約終了や契約内容変更などの事態が発生した場合、当社の営業戦略や価格政策の見直しが必要になる可能性があり、その内容によっては当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、東京電力株式会社との契約は、平成18年12月31日付をもって終了しており、KDD I 株式会社に引き継がれております。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(訂正前)

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

(訂正後)

(3) 当事業年度の経営成績の分析

第3【設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

(訂正前)

事業所名 (所在地)	事業区分	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予 定		完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都中央区)	インターネット 接続サービス事業及びイ ンターネット 関連サービス 事業	事務所機 器、通信 機器等	180,000	—	自己資金	平成19 年 4月	平成20 年 3月	機器の更 新による 現状能力 の維持、 強化

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

事業所名 (所在地)	事業区分	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予 定		完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都中央区)	インターネット 接続サービス事業及びイ ンターネット 関連サービス 事業	事務所機 器、通信 機器等	380,000	—	増資資金	平成19 年 4月	平成21 年 3月	機器の更 新による 現状能力 の維持、 強化

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の増資資金は、平成18年12月の東京証券取引所市場第二部への株式上場時に実施した公募増資による手取金(622,400千円)の残額540,205千円の一部より充当するものであります。なお、平成18年12月の東京証券取引所市場第二部への株式上場時には、会員サービスの充実のための設備投資として309,241千円を平成20年3月までに充当する計画でしたが、設備投資計画の変更により、完了予定を平成21年3月に変更するとともに、投資予定金額も変更しております。

また、当該上場に伴う手取金については、上記設備投資に充当するほか、新規会員獲得にかかる販売促進費用等に130,000千円充当する予定でありましたが、当事業年度末までに52,303千円充当し、平成20年3月期に160,205千円を充当する予定であります。

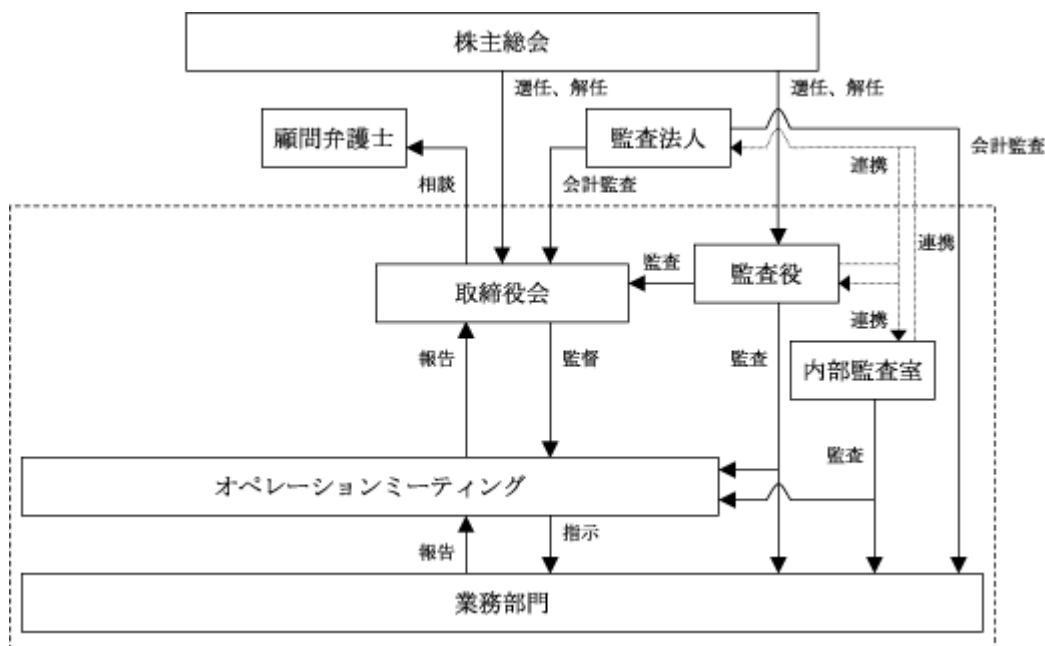
第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1) 省略
- (2) 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



※平成19年6月25日付で監査役3名体制となり、図表上の監査役の機能は監査役会へと移行しております。

- ① 省略
- ② 監査役

当社は監査役制度を採用しており、取締役の職務執行に対する監査体制は、監査役2名(常勤監査役1名、非常勤監査役1名)によって構成され、取締役会や重要会議の出席、重要な決裁書類の閲覧、予算・事業計画の把握検討を行うとともに、必要に応じて担当部門等へ業務執行状況について聴取・調査を実施し、その結果について取締役へ報告しております。なお、任意に組織した監査役会を原則毎月1回開催し、監査役会の規則に定める議事及び決議を行うとともに、監査役相互の情報共有、内部監査部門からの報告等を受け、監査の有効性を高めております。

また、平成19年6月25日付で会社法上の監査役会を組織し、今後は、監査役会の運営のもとに監査役監査を実施してまいります。

- ③～⑤ 省略

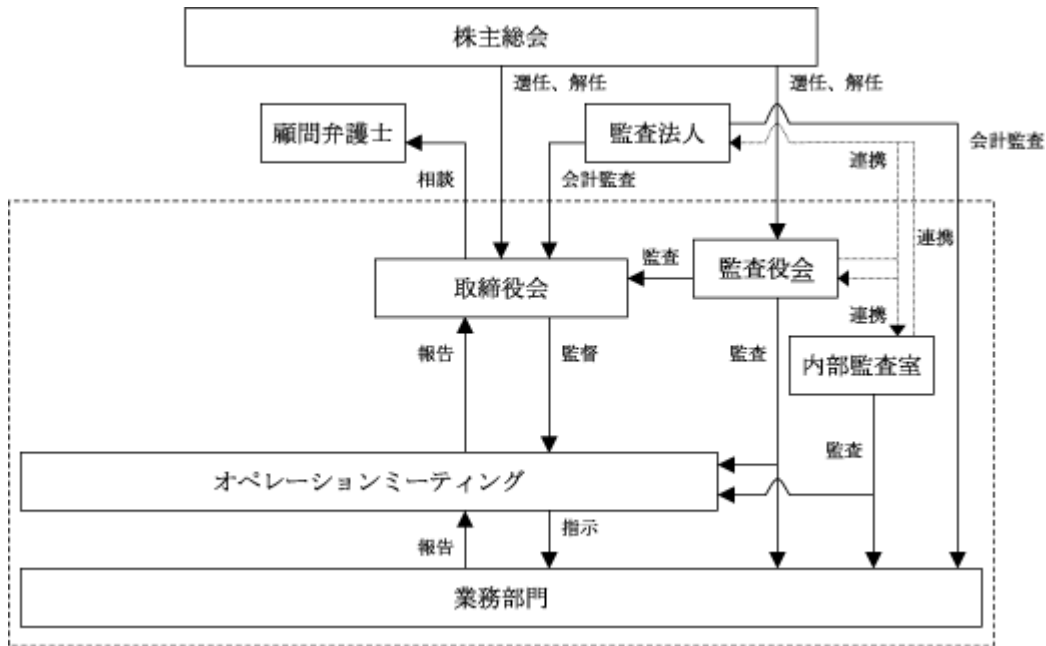
- (3)～(6) 省略

(訂正後)

(1) 省略

(2) 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



※平成19年6月25日付で監査役3名体制となり、監査役の機能は図表上の監査役会へと移行しております。

① 省略

② 監査役

当社は監査役制度を採用しており、取締役の職務執行に対する監査体制は、監査役2名(常勤監査役1名、非常勤監査役1名)によって構成され、取締役会や重要会議の出席、重要な決裁書類の閲覧、予算・事業計画の把握検討を行うとともに、必要に応じて担当部門等へ業務執行状況について聴取・調査を実施し、その結果について取締役へ報告しております。なお、任意に組織した監査役会を原則毎月1回開催し、監査役会の規則に定める議事及び決議を行うとともに、監査役相互の情報共有、内部監査部門からの報告、監査法人からの報告や協議等を行い、監査の有効性を高めております。

また、平成19年6月25日付で会社法上の監査役会を組織し、今後は、監査役会の運営のもとに監査役監査を実施してまいります。

③～⑤ 省略

(3)～(6) 省略

(7) 定款規定の内容

① 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

② 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

③ 自己株式の取得の決議機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

④ 剰余金の配当等の決議機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://asahi-net.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://asahi-net.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利